

あなたの空き家^{など}求む。

買いたい・借りたい人がいます。



あなたのお持ちの物件を登録しませんか？

甲佐町では「空き家バンク制度」に登録する
空き家・空き地（宅地）・空き店舗を募集しています。

「空き家バンク制度」とは？

「空き家バンク制度」は、甲佐町の空き家や空き地、空き店舗の所有者に物件を登録してもらい、甲佐町への移住や新しくお店を開業したい方などに対し、町の公式ホームページなどで物件情報を公開し紹介する制度です。

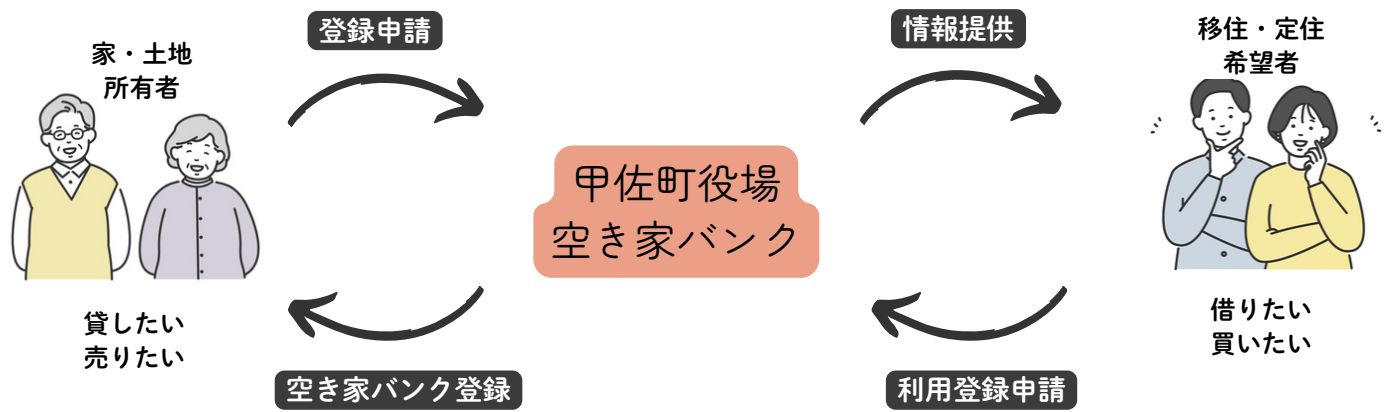
空き家バンクのお問い合わせ先

甲佐町役場2階 地域振興課 ☎ 096-234-1154

詳細については
町公式HPで



「空き家バンク制度」の流れ



..... 当事者間で交渉・契約.....

※町は売買・賃貸取引の仲介は行いません。
※仲介希望があった場合、町から不動産を紹介します。

空き家バンクに登録することを目的に
登記申請費用や不要物撤去費用
を補助します！

物件の登記申請手続きに要する費用の一部を補助します。

補助率：2分の1以内 上限額：5万円

町内業者に依頼して行う不要物撤去費用の一部を補助します。

補助率：2分の1以内 上限額：10万円

空き家の改修費用を補助します！

町内業者に依頼して行う改修工事または補助対象者が自ら行う改修費用の一部を補助します。

補助率：5分の4以内 上限額：40万円

町内業者に依頼して行う不要物撤去費用の一部を補助します。

補助率：10分の10以内 上限額：10万円

空き店舗の改修費用を補助します！

町内業者に依頼して行う改修工事に必要な経費の一部を補助します。

補助率：2分の1以内 上限額：30万円

よくある質問

●空き家バンクは空き家だけが対象ですか？

空き家の他に、空き地や空き店舗の登録が可能です。

●すでにお願ひしている不動産会社がありますが、登録できますか？

ご指定の不動産会社がいる場合でも登録は可能です。一度、お取引がある不動産会社にご相談の上、ご連絡ください。

●遠方に住んでいますが登録できますか？

町内にある物件であれば登録は可能です。

●空き家バンクへの登録にお金はかかりませんか？

「空き家バンク制度」への登録費用は一切かかりません。

●すでに亡くなった所有者に代わり、親族でも空き家バンクに登録できますか？

物件登録申込みは「所有者」に行ってもらいます。申込み時に、登記簿謄本で所有者の確認を行っています。必ず相続登記の手続き完了後に、お申込みください。

登記手続きの補助も行っておりますので、登記変更前にご相談ください。



お気軽にご相談ください！